

## 電子入札案件における紙入札（経過措置） 《契約事務担当課が水道局経理課の案件》

水道局経理課が契約事務担当課となる電子入札案件における、電子入札対象案件拡大に伴う経過措置\*としての紙入札についてお知らせします。

※「[物品・委託等の電子入札対象案件の拡大について](#)」の「4 電子入札案件における紙入札（経過措置）」を参照してください。

電子入札案件拡大に伴う経過措置として紙入札を希望する場合は、「[物品・委託等の電子入札案件における紙入札手順（経過措置を適用する場合）](#)」のとおり手続きを行ってください。

**なお、経過措置の適用を受ける場合でも、紙の入札(見積)書の提出方法は、「持参」のみとなります。**

電子入札案件において、入札(見積)書の提出を見積投函箱への投函、郵便（書留郵便を含む）、電子メール又はFAXで行った場合は無効となりますのでご注意ください。

### 1 経過措置適用対象案件

(1) 公募型見積合せのうち、以下の種目（令和7年10月14日以降に公表する案件から導入します。）

種目コード	種目名	種目コード	種目名
038	自動車（給水車）	410	複写サービス
107	複写（写真の現像、焼付及び引伸並びに青写真の焼付及びこれに伴う製本）	601	労働者派遣業務
109	印刷物企画デザイン	602	保険
309	資源化委託	603	その他の業務
316	コンピュータ業務	701	物品以外の修繕
317	マイクロ写真・航空写真	901	建築設計（監理含む）
320	各種調査企画	902	設備設計
322	映画・ビデオ制作	903	土木設計
323	広告	904	造園設計
325	給食	905	建設コンサルタント等の業務
333	福祉サービス	906	測量
335	水道関連委託	907	地質調査
345	事務・業務の委託	908	不動産鑑定
350	その他の委託等		

(2) 指名競争入札（公募型指名競争入札を除く）のうち、令和7年4月前に電子入札の対象とされていた案件以外

(3) 公募型指名競争入札のうち、令和7年4月前に電子入札の対象とされていた案件（電力等）以外  
(令和7年12月9日以降に公表する案件から導入します。)

## 2 経過措置期限

令和8年8月31日まで（開札日が令和8年8月31日までの案件に適用）

※当初は令和8年3月31日までとしていましたが、延長しました。

担当：水道局経理課契約係

電話：045-671-3128